

○財務省告示第百八十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十年六月一日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。
平成三十年七月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（二年）（第三百八十九回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第三条第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価

六
 イ
 発
 入 価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 法 入
 札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市 札 格 決
 発 競 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 定
 行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 の

律 の に 八 つ 定 う 円 額
 第 公 必 億 い に ち 面
 三 債 要 千 て 基 ` 金
 条 の な 二 は づ 財 額
 第 発 財 百 ` き 政 額
 一 行 源 八 額 発 法 一
 項 の の 十 面 行 第 兆
 の 特 確 万 金 し 四 七
 規 例 保 円 額 た 条 千
 定 に 関 図 財 九 付 第 百
 基 ず る 政 運 四 債 項 十
 づ る た 運 四 債 の 四
 き 法 め 営 十 に 規 億

込 募 各 当 も 各
 み 限 国 て の 申
 の 度 債 る か 込
 応 額 市 ° 〇 ら み
 募 の 場 〇 そ の う
 額 範 特 〇 の ち
 を 囲 別 〇 応 ち
 割 内 参 〇 募 応
 り に 加 〇 額 募
 当 お 者 〇 を 価
 て い ご 〇 順 格
 る て と 〇 次 の
 ° 各 の 〇 割 高
 申 応 〇 り い

発 別 に ご 務 後 格
 行 参 よ と 大 に 競
 一 加 る に 臣 行 争
 と 者 発 応 が わ 入
 い ・ 行 募 各 れ 札
 う 第 (限 国 る の
 °) II 以 度 債 入 募
 非 下 額 市 札 入
 格 一 を 場 特 あ 決
 競 国 債 る 参 〇 定
 争 市 〇 も 加 〇 〇
 入 場 〇 の 者 財 た
 札 特 〇 の 者 財 た

十四	後 の 利 子	第 二 期 以 下	毎 年 六 月 一 日 及 び 十 二 月 一 日 を
十五	償 還 期 限	支 払 期 と し、 各 支 払 期 に お い て、	そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る 利 子
十六	償 還 金 額	平 成 三 十 二 年 六 月 一 日	を 支 払 う。
十七	元 利 金 支 出	日 本 銀 行	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円
十八	入 札 参 加	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	
十九	払 込 期 日	平 成 三 十 年 六 月 一 日	